

NO!寝たきりデー 2008

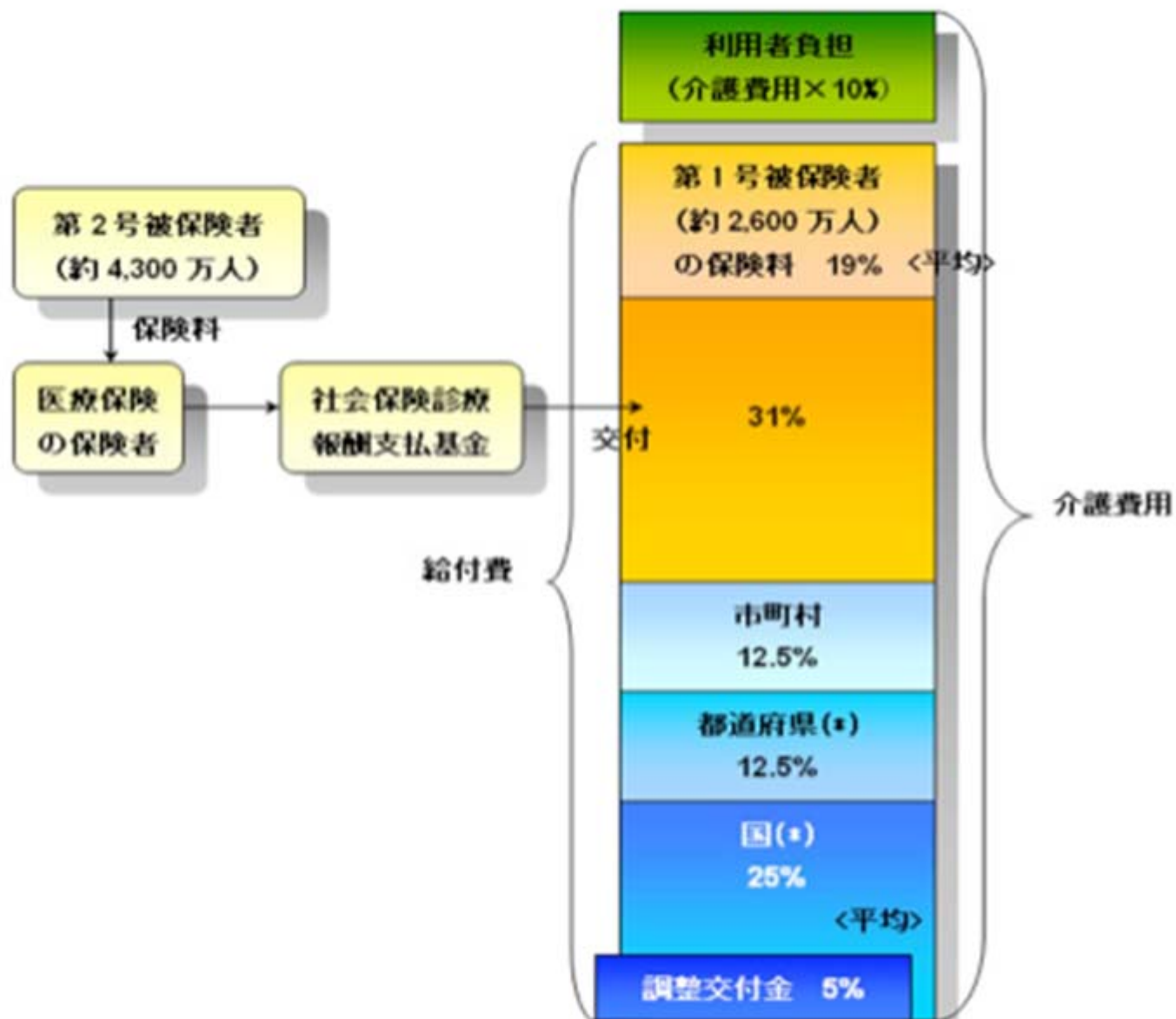
# ホントはどうなっているの？ 介護保険財政

話題提供：菅原敏夫 財団法人地方自治総合研究所

# 第4期 介護保険事業計画に向けて

- 介護保険財政の枠組み、保険料、自治体や国の負担は介護保険事業計画で決まる
- 2009年度から **第4期介護保険事業計画**
- 2009年度 **自治体財政健全化法**が全面施行
- 国民健康保険と病院財政は健全化のお荷物だといわんばかりの論調。介護保険も？
- 財政の観点に偏らない介護保険の議論の必要

図1. 介護保険制度の仕組み



(平成 18~20 年)

(\*) 施設等給付の場合は、国 20%、都道府県 17.5%

# 財政調整交付金はどう使われているのか？

後期高齢者が多く所得水準の低い市町村

2号被保険者31%  
1号被保険者16%

国庫負担 20%+8%

市町村12.5%  
都道府県12.5%

後期高齢者所得水準が平均の市町村

2号被保険者31%  
1号被保険者19%

国庫負担 20%+5%

市町村12.5%  
都道府県12.5%

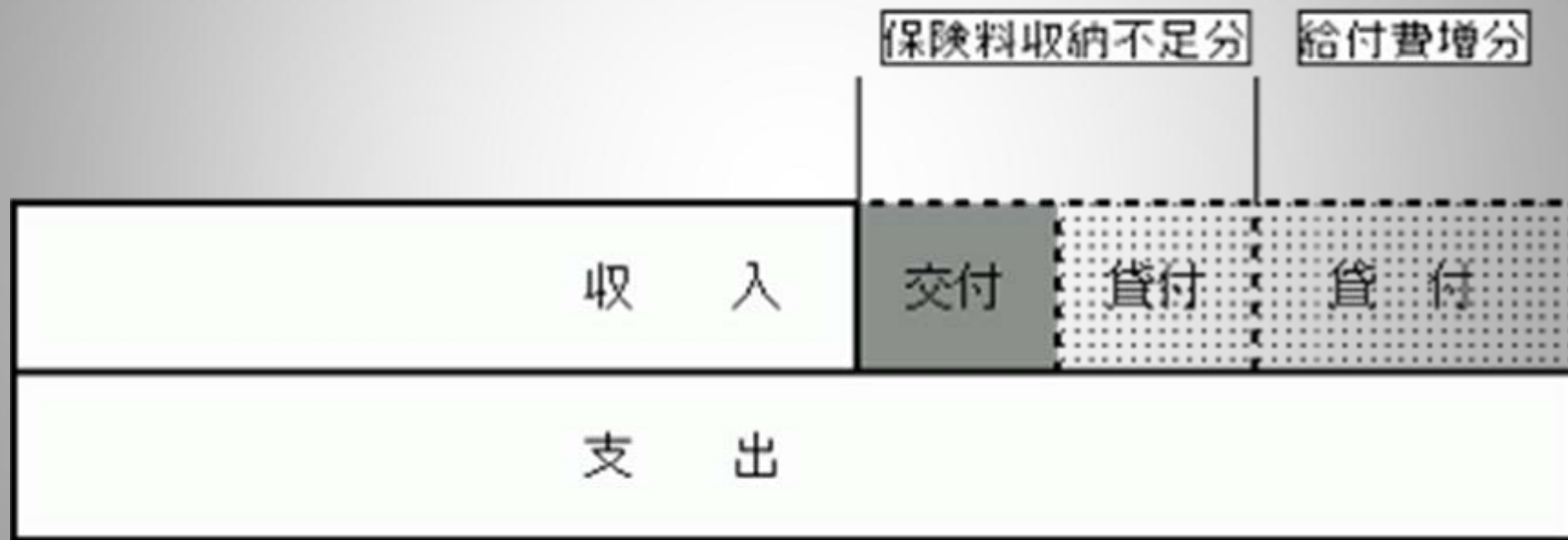
後期高齢者が少なく所得水準の高い市町村

2号被保険者31%  
1号被保険者23%

国庫負担 20%+1%

市町村12.5%  
都道府県12.5%

# 財政安定化基金は何に使われているのか？



# 財政安定化基金の仕組み

- 各都道府県に設置
- 原資は、国：都道府県：市町村（保険料）が1／3ずつを負担
- 交付：3年ごとに、財政不足額のうち、保険料収納不足額の1／2を交付
- 貸付：毎年、保険料収納不足及び給付費増による財政不足額の全額を貸付。
- 貸付額の償還は、次の事業運営期間に、保険料を財源として行う

# 会計検査院は改善を要求

- 拠出者に返還・基金規模縮小できるような制度に改善
- (厚労省は)標準拠出率の算定の考え方明示
- 各都道府県が適切な拠出率を定めるよう助言

# 市町村特別給付はどのように行われているのか？

市町村特別給付

市町村が

条例で定めた独自給付

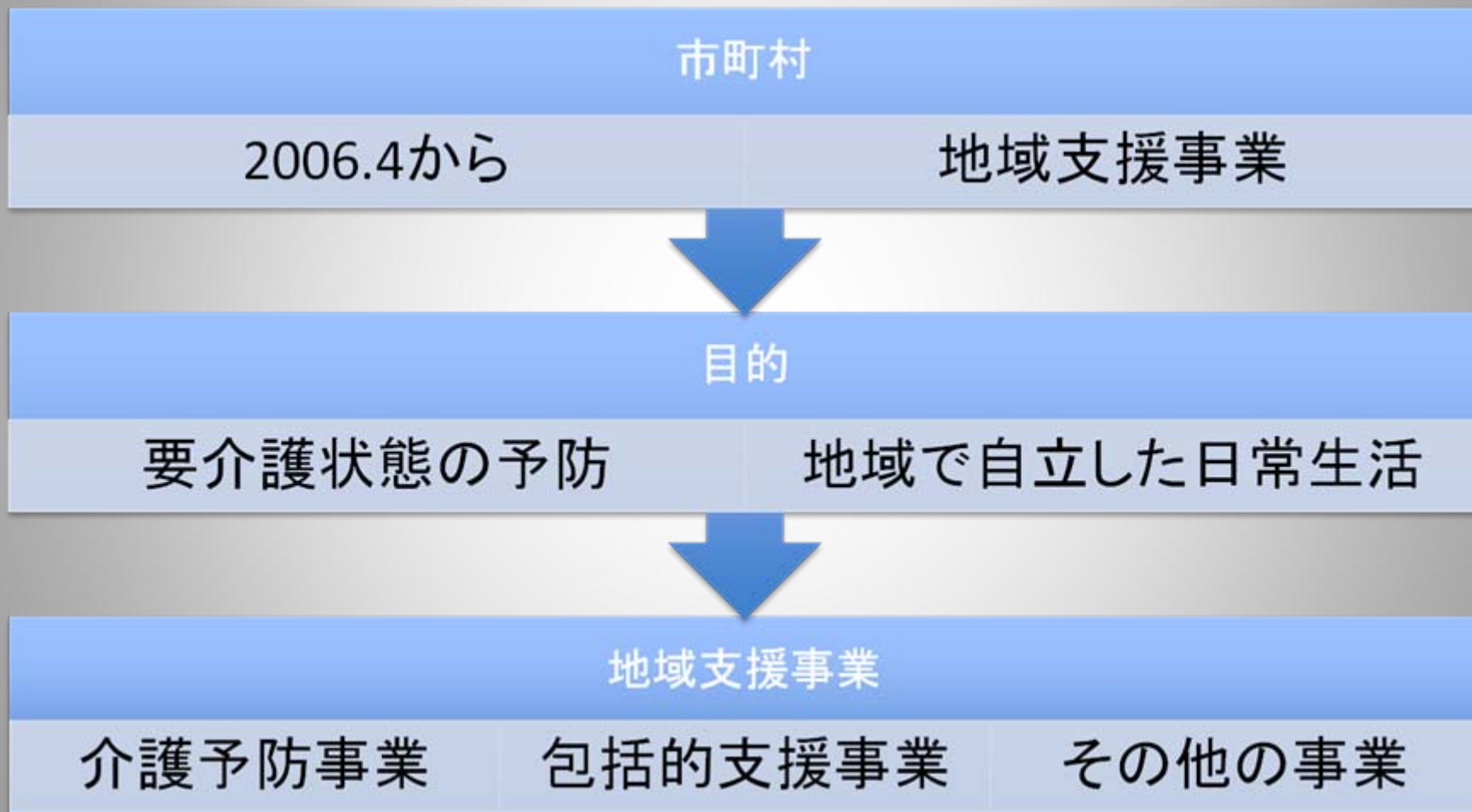
要介護・要支援状態の軽減または悪化の防止のため

1号被保険者費用負担

横出しサービス

おむつ支給 寝具乾燥 配食サービス 理美容 通所入浴 移送

# 地域支援事業の実態は？



# 地域支援事業は行政評価でも問題指摘

報道資料



平成20年9月5日

## 介護保険事業等に関する行政評価・監視 〈評価・監視結果に基づく勧告〉

### ポイント

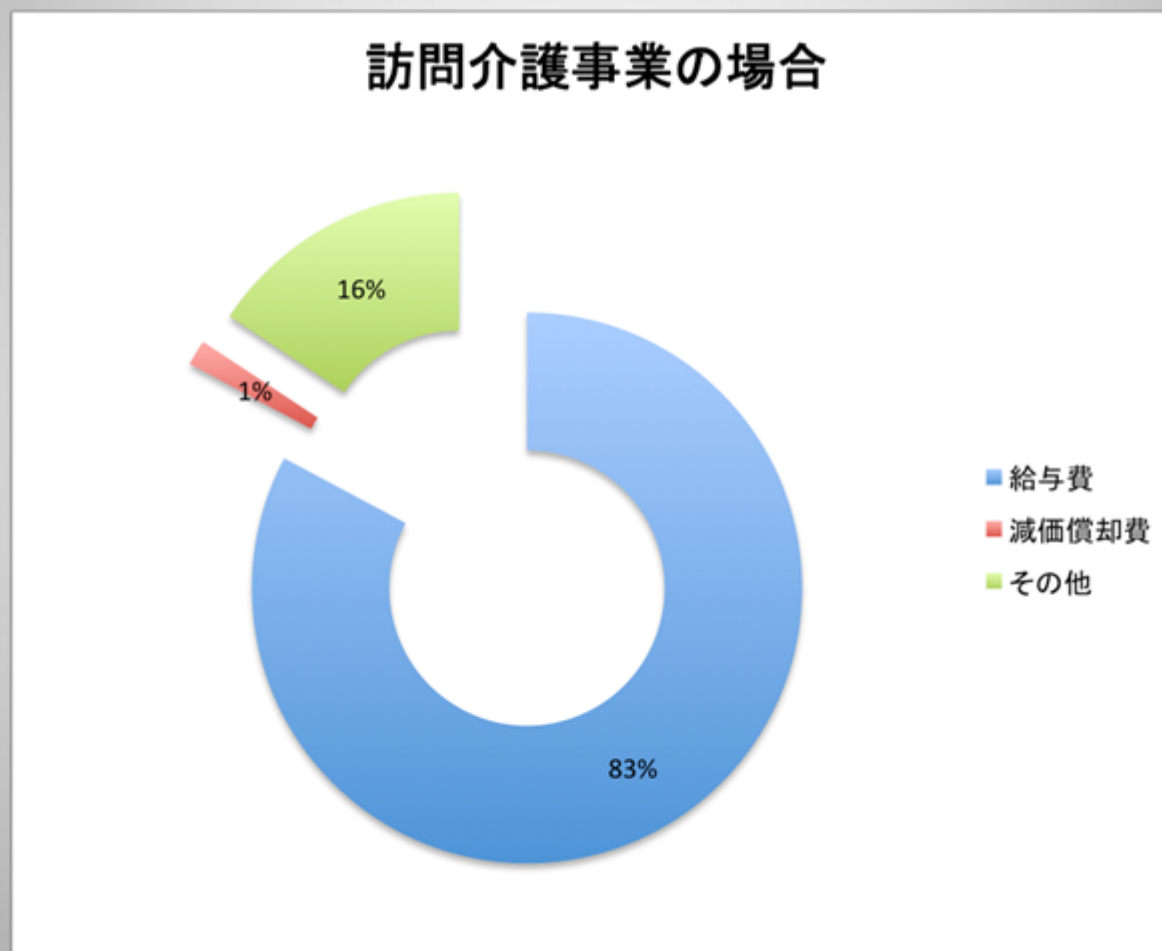
- ①介護保険事業の安定的・継続的な実施の確保、②保険給付の適正化、③有料老人ホーム等における入居者保護の観点から調査し、
- ① 介護サービス従事者の離職原因や賃金の多面的把握・分析の実施
  - ② 介護予防サービス等の利用促進
  - ③ 介護給付適正化事業の効果的な実施
  - ④ 都道府県による有料老人ホームの的確な把握及び有料老人ホームと同種のサービスを提供する高齢者専用賃貸住宅に対する都道府県の指導監督権限の強化などを厚生労働省及び国土交通省に対し勧告

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

# 介護職として働いている人の 賃金は？

- 介護報酬の引き上げが必要です。しかし、介護報酬の引き上げが給与の引き上げにつながらないかもしれない。

# 介護報酬のかなりの部分は事業者から働く人へ人件費として支払われる



# 人件費率と利益率

## 介護老人福祉施設の人件費率及び利益率の推移

(各年3月分収支)

	平成14年	平成17年
人件費率 (給与費率)	54.0	55.1
利益率	14.6 (12.2)	13.6 (11.2)

(出典)厚生労働省「介護事業経営実態調査」

(注) 利益率のカッコ内は補助金を含まない収益に対する割合。

利益率のカッコ外及び人件費率は補助金を含む収益に対する割合。

# 介護サービス従事者が定着しうるような介護報酬を含む対策を検討すること

## 1 介護サービス従事者の確保

### 制度の仕組み

- 介護サービスに従事する者は、①介護サービス計画(注)を作成するケアマネジャー及び②介護サービス計画に基づき介護サービスを提供する者の2種類に大別

(参考1)

- ① ケアマネジャー 約12万人
- ② 介護サービスを提供する者(介護福祉士、ホームヘルパー等) 約184.7万人  
(平成18年10月1日現在)

(参考2)

- ① 介護サービス利用者数  
約184万人(12年度)→約338万人(18年度)
- ② 介護サービス従事者数  
約108万人(12年度)→約197万人(18年度)

(注) 介護サービス利用者の心身の状況等を勘案し、利用する介護サービスの種類や回数などを定めたもの。

### 調査結果

- 介護サービス利用者が大幅に増加する中で、介護サービス事業者が介護サービス従事者を確保することが困難な状況

- ・ 介護サービス従事者の離職率(21.6%)は、全産業平均の離職率(16.2%)より高い
- ・ 介護関連職種の有効求人倍率(2.10倍)は、全職業平均の有効求人倍率(0.97倍)に比べ高く、特に常勤のパートタイム(3.48倍)が高い
- ・ 介護サービス事業者では、介護サービス従事者を確保することが困難であるとの意見あり

- しかし、厚生労働省は、

- ① ホームヘルパーについて、離職原因・未就業の原因の実態把握、どのような対策等が講じられれば就業するのかなどについての意識調査を行っていない、
- ② 介護サービス従事者の賃金の多面的・総合的な把握・分析等が不十分

報告書  
P47～49

報告書  
P51～52

### 勧告要旨

介護サービス従事者について、①主な職種の離職原因・就業しない原因等の実態把握、②賃金の多面的・総合的な比較分析を行い、その結果を踏まえて、介護サービス従事者が定着し得るような介護報酬を含む対策について検討すること。

(以上、厚生労働省)